

福井県指名停止業者情報

令和7年4月23日現在

No.	業者名	所在地	停止期間	停止の理由	要領の 該当条項*
1	パナソニック環境エンジニア リング(株) 中日本支店	愛知県 名古屋市	令和7年3月11日～ 令和7年5月10日 (2か月)	建設業法違反等行為 資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたな どとして、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の 規定に基づく指示処分および同条第3項の規定に基づく営業停止処分を 受けた。	別表第2第10 号
2	パナソニックEWエンジニアリ ング(株) 中部支店	愛知県 名古屋市	令和7年3月11日～ 令和7年5月10日 (2か月)	建設業法違反等行為 資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたな どとして、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の 規定に基づく指示処分および同条第3項の規定に基づく営業停止処分を 受けた。	別表第2第10 号
3	(株) KANSOテクノス 若狹統括支店	おおい町	令和7年3月11日～ 令和7年5月10日 (2か月)	建設業法違反等行為 資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたな どとして、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の 規定に基づく指示処分および同条第3項の規定に基づく営業停止処分を 受けた。	別表第2第10 号
4	関電ブラント(株) 原子力事業本部	美浜町	令和7年3月11日～ 令和7年5月10日 (2か月)	建設業法違反等行為 資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたな どとして、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の 規定に基づく指示処分および同条第3項の規定に基づく営業停止処分を 受けた。	別表第2第10 号
5	(株) 四ヶ浦建設	越前町	令和7年4月10日～ 令和7年5月9日 (1か月)	安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故等 丹南土木事務所発注工事において、安全管理措置の不適切により、重 機の横転事故を起こし、工事等関係者に負傷者を生じさせた。	別表第1第7号
6	(株) 大生	越前町	令和7年4月10日～ 令和7年5月9日 (1か月)	安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故等 丹南土木事務所発注工事において、安全管理措置の不適切により、重 機の横転事故を起こし、工事等関係者に負傷者を生じさせた。	別表第1第7号
7	(株) 安藤・間福井営業所、 (株) 建世、(株) 清水組、谷口 建設(株) 吉野瀬川ダム建設工 事(ダム本体) 特定建設工事 共同企業体	福井市	令和7年4月23日～ 令和7年6月22日 (2か月)	安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故等 吉野瀬川ダム建設事務所発注工事において、安全管理措置の不適切に より、工事等関係者に死亡者を生じさせた。	別表第1第7号
8	(株) 安藤・間福井営業所	福井市			別表第1第7号 第2条第2項
9	(株) 建世	大野市			
10	(株) 清水組	鯖江市			
11	谷口建設(株)	越前市			

* 要領とは、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」をいう。